

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年泉南市条例第18号)の一部を改正する条例を次のように改正する。
第2条中「570,000円」を「513,000円」に、「520,000円」を「468,000円」に、「500,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。
(泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例の廃止)
- 2 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例(平成25年泉南市条例第31号)は廃止する。